

被 処 分 者	認定証番号	茨城県公安委員会 認定第526号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	運転代行イーサービス
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県筑西市
処分年月日	令和5年9月28日	
処分内容	指示処分	
処分理由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約について、保険（共済）掛金の未払いにより、契約が失効した随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。	
根拠法令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項	
処分を行った都道府県	茨城県	